

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の5の2第1項

【提出先】 東海財務局長

【提出日】 2025年11月13日

【会社名】 株式会社meito
(旧会社名 名糖産業株式会社)

【英訳名】 MEITO CO.,LTD.
(旧英訳名 Meito Sangyo Co., Ltd.)
(注) 2025年6月26日開催の第83期定時株主総会の決議により、
2025年9月1日から会社名を上記のとおり変更いたしました。

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 三 矢 益 夫

【最高財務責任者の役職氏名】

【本店の所在の場所】 名古屋市西区笹塚町二丁目41番地

【縦覧に供する場所】 株式会社meito 東京支店
(東京都千代田区神田錦町一丁目16番地1)

株式会社meito 大阪支店
(大阪市福島区福島六丁目13番7号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1 【半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長三矢益夫は、当社の第84期中（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）の半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。